

ひだまりkids千代田橋保育園 重要事項説明書

保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 5 条に基づいて、当施設があなたに説明すべき重要事項は以下のとおりです。

第 1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 陽だまりの家
所 在 地	名古屋市名東区一社二丁目3番名東一社ビル4階
電 話 番 号	0 5 2 - 7 3 4 - 7 0 3 1
代 表 者 氏 名	理事長 加藤 芳彰

第 2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	ひだまりkids千代田橋保育園
施 設 の 所 在 地	名古屋市千種区千代田橋二丁目5番12号
連 絡 先	電 話 0 5 2 - 7 3 9 - 7 8 5 6 F A X 0 5 2 - 7 3 9 - 7 8 5 7
管 理 者	園長 梶野 高志
開 設 年 月 日	令和6年 4月 1日
開 設 時 間	7 : 3 0 ~ 1 9 : 3 0
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	満3歳以上の児童 75人 満1歳以上満3歳未満の児童 30人 満1歳未満の児童 3人

第 3 施設の目的・運営方針

ひだまりkids千代田橋保育園（以下、「当園」という。）は、なごや子どもの権利条例（平成20年 3月27日名古屋市条例第24号）の理念にのっとり、保育を必要とする乳児及び幼児の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

- (1) 当園は、入所する乳児及び幼児（以下、「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であるよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。
- (4) 当園の保育士は、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた

専門的知識、技術及び判断をもって、園児を保育するとともに、園児の保護者に対する保育に関する指導を行います。

第4 施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	1,170.47㎡
	園庭	430.00㎡
園舎	構造	RC造
	延べ面積	627.28㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	りす組(0、1歳児クラス)
保育室	4室	うさぎ組(2歳児クラス)、こぶた組(3歳児クラス)、きりん組(4歳児クラス)、ぞう組(5歳児クラス)
遊戯室	1室	
調理室	1室	
医務室	1室	
事務室	1室	

第5 職員の配置状況

当園では、「名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月27日名古屋市条例第100号)」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1	—	
保育士	13	13	—	
調理員	2	2	—	

※その他、必要に応じて保育補助職員等を配置しております。

※職員数は変動する場合がありますが、市が条例で定める教育・保育の提供に必要な職員数以上の職員を常に配置しています。

※常勤・非常勤の内訳は、職員の異動に伴い変動する場合があります。

※法人には男性保育士も在籍します。集団生活の場になりますので保育士の目が行き届かなくなることは大変危険を伴います。そういった安全面上の理由で、男性職員も園児のトイレや着替えに付き添います。

※流行性の感染症がでる時期は、2次感染を防ぐ為、職員もマスクをして予防をする場合があります。

第6 職員の勤務体制

職 種	勤務時間	備考
A勤務	7:30～16:30	早番勤務
B勤務	8:30～17:30	通常勤務
C勤務	9:30～18:30	遅番勤務
D勤務	10:30～19:30	延長保育勤務

※ 原則として年齢別にクラス担任を決めておりますが、職員の時差勤務、研修や週休2日制による週休等のため、担当保育士が異なることがあります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となる場合があります。

第7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までです。ただし、国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。

第8 保育を提供する時間

(1) 保育標準時間認定にかかる保育時間は、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、園長との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時30分までの範囲内で、延長保育を提供いたします。

(2) 保育短時間認定にかかる保育時間は、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、園長との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで及び16時30分から19時30分までの範囲内で、延長保育を提供いたします。

※延長保育を利用される際には、申込み書類を提出していただく必要があります。

(年一回初めて利用される際に提出していただきます。)

※保育時間は、19時30分までです。必ず時間をお守りください。

(3) 入園後、一週間をめどに慣れ保育を行います。

(4) クラス別を主体とした保育は、平日の8時30分から15時30分までです。ただし、土曜日はクラス交流保育等を行います。

(5) 保護者が休みなどで在宅している園児の保育時間は、原則として保育の必要な事由に欠ける状態であることから、クラス別保育が終わった時刻までとします。

(6) 心身に障害のある園児の保育時間は、その園児の発達や実情に応じて定めてまいりますのでご相談ください。

(7) 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に休園日とする場合があります。

(8) ふれあい休日

当園は原則として、2号、3号認定の場合、上記以外一斉休園することはありません。各家庭の休みの計画や、保護者の定休日、週休2日制に伴う土曜日休日、盆休みなどがそれぞれの子どもの休みの日です。そういった日はご家庭でお子さんとの「ふれあいの日」として

大切にお過ごしください。当園ではこの「ふれあい休日」を推奨しています。

(9) 土曜日保育について

お仕事のため、土曜日保育をご希望の方は事前に申請書の提出が必要となります。

※毎月、前月の20日までにご提出をお願いします。

第9 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）に基づき、園児の心身の状況等に応じて、次に掲げる保育の提供等を適切に行います。

(1) 当法人の理念

『活きる力の基礎を育てる』 ～子どもの主体性・感性・社会性～

- ・「主体性」…自ら物事に取り組み、進んで行動する子ども
- ・「感性」…様々な発見、挑戦、感動を味わいながら成長する子ども
- ・「社会性」…様々な人に触れ、お友だちをつくり、楽しく遊べる子ども

(2) 当園の保育方針

- ・様々な体験を通して豊かな感性や主体性をもとに社会性を育む

(3) 当園の保育目標

・健康で明るい子

毎日を元気に過ごします。

・思いやりのある子

困っている子を自然に助けてあげられるような心を育てます。

・意欲を持って自ら行動する子

色々な事に興味を持ちチャレンジする気持ちを育みます。

・素直に感動し豊かに表現できる子

様々な事を経験し、いろいろな方法で表現します。

・話をしっかり聞ける子

落ち着いて活動する時間を過ごすことで集中力を身に付けます。

(4) デイリープログラム (一日の流れ)

平日		土曜日	
時間	活動	時間	活動
7:30	開門・保育準備 早朝保育 順次登園 保護者と一緒に保育園に来ます。 ・0～2歳児、3～5歳児に分かれて室内で自由遊びをします。	7:30	開門・保育準備 早朝保育 順次登園 ・室内自由遊びをします。
8:30	・年齢別クラスに分かれたり、異年齢で交流したりしながら、保育士や友達と一緒に戸外又は室内で自由遊びをします。	8:30	異年齢交流保育
9:00	おやつ (乳児)	9:00	おやつ (乳児)
9:30	片付け～計画にそった活動 ・散歩、リズム、造形、音楽、集団遊びなど年齢ごとに遊びます。		・室内又は戸外で自由遊びをします。
10:45	給食 (0歳児) *		片付け
11:00	給食 (1・2歳児) *	11:00	給食
11:30	給食 (幼児) *		
12:00	午睡 (乳児) **	12:00	順次、保護者と帰ります。 午睡
12:30	午睡 (3歳児) **		
13:00	戸外又は室内自由遊び (4・5歳児)		
14:20	片付け (4・5歳児)	14:30	目覚め
14:30	目覚め (0～3歳児)		おやつ
15:00	おやつ	15:00	室内又は戸外遊び
15:30	降園 夕刻保育 ・順次、保護者と帰ります。 ・戸外又は室内自由遊びをします。 ・0歳児、1歳児、2歳児、3～5歳児と分かれて遊びます。		
18:30	延長保育 おやつ	18:30	延長保育 おやつ
19:30	保育終了・閉門	19:30	保育終了・閉門

*離乳食、食物アレルギー対応食を提供し宗教食の配慮もします。

** 4歳児は10月頃まで、5歳児は夏季のみ午睡します。

(5) 年間行事計画

月	行事
4月	・進級式 ・入園式
5月	・遠足 ・保育参観・クラス懇談会 ・園児健診
6月	・歯科検診 ・保育参観・クラス懇談会
7月	・プール開き ・七夕まつり ・夏まつり
8月	・プール大会
9月	・防災訓練 ・世代間交流
10月	・運動会 ・遠足 ・世代間交流・園児健診
11月	・千種区よいこのつどい (5歳児のみ) ・世代間交流
12月	・保育参観・クラス懇談会 ・クリスマス会
1月	
2月	・節分 ・名古屋市保育まつり (5歳児) ・保育参観 ・クラス懇談会
3月	・ひなまつり会 ・遠足 ・お別れ会 ・入学を祝う会 (5歳児)

誕生会・身体測定・避難訓練は毎月実施します。

(6) 給食の提供

- ・3歳未満児・3歳以上児に分けて、栄養士が作成した献立を基に実施し、各家庭にも毎月献立表を配布します。食物アレルギーがある場合は、医師の指導に基づきご相談させていただきますので、お申し出ください。また、宗教食への配慮も行っています。
- ・衛生面の理由から給食の取り置きは、乳児は11時、幼児は11時30分までとさせていただきます。これ以降に登園される場合は食事を済ませてから登園するようにして下さい。

(7) 障害児保育

心身に障害を有し、かつ集団保育が可能な児童を保育所で受け入れ、健常児とともに保育することにより、障害児の成長・発達の促進を図り、障害児に対する理解を深めます。

(8) 子育て支援事業

当園では子育て支援事業として、次に掲げる事業を実施しています。

- ・育児相談
- ・あそぼう会開催 (未就園児対象)
- ・子育て広場参加

(9) 連携施設

陽だまりこども園	名東区高針二丁目1801番1号	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の内容に関する相談、指導 ・合同保育の実施 ・代替え保育に関する支援
陽だまりこども園分園	名東区高針二丁目1706番地	
ひだまりkids 茶屋ヶ坂こども園	千種区茶屋が坂一丁目13番6号	
ひだまりkids 八前保育園	名東区八前一丁目803番地	
ひだまりkids 葵保育園	東区葵三丁目503番地	
ふじがおか保育園	名東区藤が丘99	
かるがもハウス神丘	名東区神丘町二丁目32-1	
かるがもハウス猪高台	名東区猪高台二丁目1201番地	
いのこし保育室	名東区香南一丁目418番地 ツインコート24 1F	
びよびよ自由が丘	名古屋市千種区自由ヶ丘2丁目 5-3	<ul style="list-style-type: none"> ・卒園後の受け皿に関する支援
スター・キッズ星ヶ丘	名古屋市千種区星が丘山手911	

第10 利用料金

(1) 保育にかかる利用者負担（利用料）

区 分	負 担 額
3歳未満児	名古屋市が定める利用料をお支払いいただきます
3歳以上児	無料

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担額等

上記に掲げる利用料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

第11 利用の開始及び利用の終了に関する事項

(1) 入園

当園を利用するにあたっては次の手続きが必要です。

- ・2号、3号認定：当園を親子で見学された後に区役所へお申込み下さい。名古屋市の利用調整により、入園が決定します。
- ・入園が決定した場合には、当園との同意書を締結していただきます。

(2) 退園・転園・休園

- ・退園・転園を希望する場合は、原則として退園又は転園をする月の30日前までに、退園届を提出して下さい。
- ・市外に転出する場合は、事前に園長へお伝え下さい。
- ・2号、3号認定子どもの休園に際しては、原則、名古屋市が定める期間(およそ1ヶ月程度)までとし、届け出が必要です。
- ・月の途中で退園される場合、保育料が日割り計算される場合があります。詳しくは区役所までお問い合わせください。
- ・園児が特定の感染症等に感染した場合には、感染症対応マニュアル及び主治医の指示等により、登園時期を検討します。なお、回復後の再登園の際には厚生労働省の指針により治癒証明書の提出が必要となります。詳しくは園のしおりをご覧ください。
- ・園児が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

①園児が小学校へ就学したとき

②園児の保護者が「子ども・子育て支援法」に基づく教育・保育給付認定を受けられなくなったとき

③その他、保育所の利用を継続することが困難な事由があるとき

第12 病気・けがへの対応

(1) 嘱託医

医療機関の名称	内科和田クリニック
医師名	和田 裕晃
所在地	名古屋市千種区千代が丘5-50ショッピングセンターコスモ3階
電話番号	052-777-6767

(2) 災害共済給付制度への加入

園児には、(独)日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度へ加入していただくため、入所時に加入同意書を提出していただき、一年ごとに掛金をいただきます。これにより、保育時間中のけが及び通常通りの通園経路でのけが(第三者行為は除く)の治療費などが一定額以上の場合、給付金が支給されます。また、当園では全私保連のほいくのほけん<地震セット>に加入しております。

第13 緊急時等の対応方法

- ・保育を行っているときに園児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等又は医療機関への連絡を行います。医療機関を受診する場合は、健康保険証および子ども医療証を使用させていただくことがあります。
- ・緊急時において、保護者と連絡が取れない場合は、子どもの身体の安全を最優先させていただきます。あらかじめご了承ください。

第14 非常災害対策

防火管理者	園長
避難場所	①千代田橋小学校 ②千代田橋緑地
暴風警報発令時	・午前6時現在発令されており、継続することが予測される場合は、登園を見合わせてください。 ・登園後に発令された場合は、状況に応じてできる限り早くお迎えにきてください。
特別警報発令時 警戒レベル3発令時 警戒レベル4発令時	・解除されるまで休園となりますので、登園後に発令された場合は、できる限り早くお迎えにきてください。 ・状況により避難所へ避難しますので、お迎え場所を確認し、速やかにお迎えにきてください。
南海トラフ地震に関連する情報 (臨時)	・情報の内容により保育園は休園になる場合もあります。 ・登園後に休園が決定された場合は、通常の保育は中止となりますので、できる限り早くお迎えにきてください。 ・休園が決定された場合は、すみやかに園から連絡します。
避難訓練	・避難訓練は、毎月1回実施します。
非常災害用備蓄	・園児及び職員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄するよう努めます。

※園の定めた方法にて一斉連絡を行います。

第15 苦情等の受付について

当園における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

当園苦情相談窓口	苦情解決責任者 園長 苦情受付担当者 主任保育士
第三者委員	・第三者委員 太田隆充 ・役職 監事 ・電話番号 052-912-6811

第16 防犯、事故防止のための措置

当園には、園児の安全を確保するため、防犯カメラを設置しています。また、保育事故防止のため、乳児用の体動センサーを使用しています。

※乳幼児突然死症候群(SIDS)について

健康面に異常のない乳幼児が、寝ている間に原因不明で生命をなくす病気です。厚生労働省の調べでも原因は不明との見解ですが、睡眠中の確認を一定間隔で行い、防止に努めます。

当園では「うつぶせ寝」ではなく、「仰向け寝」か「横向け寝」とします。

第17 虐待の防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護、児童虐待の防止のため、虐待が疑われる場合は児童相談所等に通告することがあります。

第18 守秘義務及び個人情報の取り扱いについて

園児及び保護者等に係る個人情報は、当園が定める個人情報取扱規定に基づき取り扱います。また、次に掲げる場合には、法令に基づき第三者に対し個人情報の提供・使用をする場合があります。

○個人情報の提供

- ・円滑な移行・接続が図れるよう、卒園・退園にあたり、小学校や入園先の保育所・幼稚園との間で情報を共有すること。
- ・保育の提供をするにあたり、知りえた個人情報を法令に基づき、支給認定を行った市町村に対し報告が必要なときは、情報提供を行う。
- ・他の保育所等へ転園する場合、その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行う。
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行う。
- ・虐待等を発見した場合関係各所への通報を行う。

○メディア承諾書について

- ・当園のホームページは、園児及び保護者、職員のプライバシーを尊重の上、情報発信のために一般に公開しています。
- ・メディア承諾書で、承諾していただいた項目にそって写真の掲載をさせていただきます。
- ・取り扱いには十分に気を付けていきますが、万が一間違っって写真が掲載された場合は、速やかに特定の写真を削除することで対応をさせていただきます。

第19 その他留意していただきたいこと

- (1) 登降園は、必ず保護者の方が責任を持ち、決められた時間を守り、園児や関係者がよく承知している通園経路で往復しましょう。
- (2) 朝、おおむね37.5℃以上の熱があるなど身体に異常が見られるときは、保育中に症状が進行することが多いので、登園を見合わせていただきますようお願いいたします。
- (3) 当園では、保育システム「コドモン」を導入しています。保育所からのお知らせ配信や園児の登降園管理などにシステムを利用しています。システムの利用のため、スマートフォンなどから保護者用のアプリへのご登録をお願いいたします。
- (4) 登降園の時は必ず職員に一言かけて下さい。また、保育所内に設置しているタブレット端末で登降園の打刻処理をお願いいたします。
- (5) 欠席の場合は、9時までには必ず連絡してください。連絡なくお休みの時は園から確認のご連絡を取らせて頂く場合がございます。なお、通常の連絡先やお迎えの人や時間が異なる時は前もって連絡してください。送迎者の申請がされてない方がお迎えにくる場合はお知らせ下さい。急な変更の場合は必ず園に直接電話等で連絡をして下さい。連絡がなく送迎申請者以外がお迎えに来られた場合は、防犯上の理由から保護者の方と連絡が取れるまでお子様をお渡しできませんのでご了承下さい。
- (6) 3歳未満児クラスの園児については、登園の時にはコドモンの連絡帳に健康状態などを入力してください。降園時には園児の様子や保育の様子などの記録をお読みいただき、汚れ物などお持ち帰りください。

(7) 薬の与薬について

園でのお子さんへの与薬は原則できません。本来、治療の一環である与薬は、主治医が診察し、処方したもので患者本人が服用します。本人が正しく飲むことができない乳幼児は、その保護者が本人（子ども）の全責任を負い、自分で正しく飲めない子どもに飲ませなければなりません。疾患の容態（病状）や治療の目的、治療の効果や薬の副作用による病状を把握し、細心の注意を払いながら行わなければなりません。その他詳しいことは別紙の園のしおりをご覧ください。

(8) 家庭との連携について

- ・家庭の状況に変更があった場合は、速やかにお知らせください。
※住所(転居)・勤務先・電話番号・緊急連絡先・保険証の番号・家族構成等
- ・お仕事がお休みの場合はコドモンでお知らせ下さい。
- ・当園の年間行事は入園時にお知らせします。保護者参加行事もごございます。お仕事の手配をし、ご参加下さい。
- ・個人情報保持のため、無断で園児や園内の写真等のインターネット上への掲載はお断りしています。ご協力下さい。
- ・病児、病後保育は行っておりません。
※熱等がなくとも、体調を崩している時に集団生活の中に戻ると、感染症にかかる確率が高くなります。体調が思わしくない場合はご自宅で療養されることをお願いしております。

(9) 行事について

- ・室内での発表・見学がある行事は、靴袋と室内履きをご用意下さい。
園行事では駐車場、駐輪場のご用意はございません。
- ・屋外での行事で雨等が予想される場合は、降水確率に関係なく事前に園の定めた方法にて、決行か延期または中止のお知らせをいたします。屋外・室内の行事共に、台風等で暴風警報が発令された場合は、当日晴れた場合でも行事を延期、又は中止いたします。
- ・集合時間になり次第行事を始めさせていただきます。バス等で園外に出発した場合は現地まで保護者の方がお子様を送迎してください。
- ・会場及び会場周辺での喫煙、飲酒は禁止事項とさせていただきます。

(10) その他

- ・当園の敷地内及び周辺道路、駐車場は禁煙です。
- ・利用者の思想、信仰は自由ですが、ほかの利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動は禁止します。
- ・お知らせは毎月発行する園だより、園内掲示板にて行います。
- ・子ども同士でのトラブル、怪我があった場合、相手のお名前はお知らせしません。
- ・当園が撮影した写真・動画は園の販売方法に沿って販売致します。
- ・保護者が園内、園行事で撮影した写真、動画はインターネット・SNS等での使用や、販売はできません。
- ・園のしおりにも園での基本的な約束事項が記載してあります。

※この重要事項説明書の内容は、令和7年8月現在の情報です。

【別表】

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
3歳以上児にかかる主食費	保育所は3歳以上児に対し、主食（米飯及びパン）の提供を行い、その費用の負担を求めるもの。	月額 670 円
3歳以上児にかかる副食費	保育所は3歳以上児に対し、副食（主食以外）の提供を行い、その費用の負担を求めるもの。 ※令和元年10月から幼児教育・保育の無償化に伴い、これまで保育料の一部として保護者が負担していた副食費を、令和元年10月以降については、実費として副食費に係る食材費を徴収するものです。 ※特別な配慮を要する事情により、副食の提供を行わない場合や、年収360万円未満相当世帯又は就学前子どもから数えて第3子以降のお子さんは免除されます。	月額 4,500 円
帽子代	保育に必要な帽子の購入費用	950円
かばん代	保育に必要な通園かばんの購入費用	5,800 円
行事参加費	遠足やプラネタリウムなど、行事に参加する上で必要な交通費などの費用 ※行事ごとにかかる金額は異なります。	1回 200 円～ 900 円
教材費	入園時、進級時に必要な教材	下記の表2参照

※金額の変更や上記以外の実費徴収の必要がある場合には、あらかじめ、その内容、負担を求める理由及び目的、金額について、書面によって明らかにした上で、ご説明します。

※金額は変更になる場合があります。

おむつ代について

おむつは定額制サービス（おむつサブスク）を利用します。サブスクの利用にあたっては、保護者がサービス提供会社と利用契約を結び、料金を直接支払います。園からおむつ代の徴収はありません。利用の有無は任意となりますが、原則、当園では紙おむつの定額制サービスのご利用をお願いしています。

利用するオムツ定額制サービスについて

サービス名：手ぶら登園（オムツはSサイズ：ムーニー、Mサイズ以降はマミーポコを使用）

サービス提供会社：BABY JOB株式会社 月額料金：3,385円（税込）

【内訳】おむつ・おしりふき代：2,508円（税込）エプロン・手拭き：877円（税込）

2 学年別実費徴収料金表

学年	主食費	副食費	教材費	カラー帽子	スポーツ振興会
0歳児			約2600円 (入園時)		指針に基づいた金額 (年額)
1歳児			約3520円 (入園時)		指針に基づいた金額 (年額)
2歳児			約3520円 (入園時)	950円 (入園時)	指針に基づいた金額 (年額)
3歳児	670円 (月額)	4500円 (月額)	約6860円 (入園時)	950円 (入園時)	指針に基づいた金額 (年額)
4歳児	670円 (月額)	4500円 (月額)	約6860円 (入園時)	950円 (入園時)	指針に基づいた金額 (年額)
5歳児	670円 (月額)	4500円 (月額)	約6860円 (入園時)	950円 (入園時)	指針に基づいた金額 (年額)

※金額は変更になる場合があります。

※教材費の内訳は園のしおりをご覧ください。

※進級時必要な教材はその都度お知らせします。

2 延長保育事業にかかる利用者負担

(1) 延長保育にかかる利用者負担

項目	区分	金額
延長保育利用料 +おやつ代50円	生活保護世帯、市民税非課税世帯	日額 50円
	市民税均等割のみ世帯	日額 150円
	市民税所得割課税額 40,800円未満の世帯	
	市民税所得割課税額 40,800円以上の世帯	日額 250円

(2) 短時間延長保育にかかる利用者負担

項目	区分	金額
延長保育利用料	生活保護世帯、市民税非課税世帯	0円
	市民税均等割のみ世帯	日額 100円
	市民税所得割課税額 40,800円未満の世帯	
	市民税所得割課税額 40,800円以上の世帯	日額 200円

※18時30分以降は、(1)の延長保育にかかる利用者負担が別途必要となります。

3 (独) 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度にかかる利用者負担

区分	利用者負担額
生活保護世帯、市民税非課税世帯	0円
市民税課税世帯	260円